

令和6年7月10日

金融庁企画市場局
市場課 御中

一般社団法人 信託協会

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に関する
意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見について

番号	該当箇所	意見等
1	第 49 条第 1 項第 1 号ハ (1)	役員向け株式交付信託や従業員向け株式交付信託において、委託者が信託に対して行う自己株式処分及び新株発行についても、「当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権を割り当てる場合」に該当すると考えてよいか。